

## ウェストミンスター信仰告白の信仰論

袴田康裕

### 序

2017年、ルターが95箇条の提題を発表し、そこから期せずして宗教改革が始まってから500年と言われている。ルターの改革は、彼自身の深刻な罪認識と、その中での聖書の真理の発見という、極めて実存的な動機によって始まったものであった。やがてその真理は言葉化され、定式化されていく。それはさまざまな反対論との対峙や、その時代状況の中で教会を形づくっていくためには避けて通れない道であった。それゆえ、宗教改革と言われる時代の中で、教理は発展し、展開していった。

宗教改革という時代をいつまでと理解するかについても諸説ある。大雑把に言って、16世紀を宗教改革の時代、そして17世紀を正統主義の時代と捉えることは可能であろうが、その正統主義と宗教改革との関係の理解が異なるのである。つまり、正統主義を宗教改革の正当な発展と見るか、それとも逸脱と見るかである。ここではその議論に立ち入ることはできないが、私自身は、少なくとも改革派長老派において、正統主義は宗教改革の正当な発展と理解している<sup>1</sup>。

その改革派正統主義の代表的な信条と言われるのが、ドルトレヒト信仰規準<sup>2</sup>とウェストミンスター信仰告白である。前者は、1618年にオランダのドル

<sup>1</sup> W. J.ファン・アッセルト『改革派正統主義の神学 スコラ的方法論と歴史的展開』（青木義紀訳、教文館、2016年）を参照。

<sup>2</sup> ドルトレヒト信仰規準については、牧田吉和『ドルトレヒト信仰規準研究 歴史

トレヒトで開かれた全国総会議で作成されたものである。内容としては予定論を中心とした信仰告白であり、教理全体を網羅している訳ではない。その意味で、ウエストミンスター信仰告白こそが教理体系全体を視野に入れた改革派正統主義の代表的信条と言える。宗教改革神学の集大成とも言えるウエストミンスター信仰告白の信仰論を検討するのが、本論文の目的である。

## 1. ウェストミンスター信仰告白の基本的特質

最初に、ウエストミンスター信仰告白の基本的特質を確認しておきたい。『ウエストミンスター神学会議の歴史』<sup>3</sup>を著したウィリアム・ベヴァリッジは、信仰告白の特質として三つの点を挙げている<sup>4</sup>。

第一は、その神学的特質が穩健カルヴァン主義であること、第二は、信仰告白の基となった手本はアイルランド箇条であること、第三は、信仰告白の教理をまとめている神学的枠組みは契約神学であることである。

イングランド教会の三十九箇条が穩健カルヴァン主義であることはよく知られているが、実は当時のスコットランドの神学の主流も、穩健カルヴァン主義であった。1643年7月に開会されたウエストミンスター神学会議は、同年9月の「厳粛な同盟と契約」の締結によって、スコットランドの特命委員を迎えることになり、彼らの神学の影響が及んだことが知られているが、それは決してイングランド教会の神学と異質なものではなかった。スコットランド神学の主流が「高い」「極端な」カルヴァン主義だとされるのは誤解である。両国ともに穩健カルヴァン主義が主流であり、その協力の下で作成された信仰告白も穩健カルヴァン主義の性質を持っている。すなわち、狭い定義を避け、健全な幅を持った穩健な教理なのである。

このことは、信仰告白を作成するための資料からも明らかである。先に述べ

的背景と信仰規準とその神学的意義』(一麦出版社、2012年)を参照。

<sup>3</sup> ウィリアム・ベヴァリッジ『ウエストミンスター神学会議の歴史』(袴田康裕訳、一麦出版社、2005年)。本書はウエストミンスター神学会議の歴史を概観的に理解するための最良の本である。

<sup>4</sup> 同書、119-128頁

たように、信仰告白の基となった手本はアイルランド箇条である。しかし、それだけが参照されていたのではもちろんない。イングランドの神学者たちは、基本的に三十九箇条を受け入れて歩んできたのであるから、三十九箇条の影響も大きいと言える。

さらに神学会議が開催された1643年に、『ハーモニー』(*An Harmony of the Confessions of the Faith of the Christian and Reformed Churches*)という書物が出版されている<sup>5</sup>。当時の出版における検閲制度を考えれば、これは明らかに神学会議で用いるために出版したと考えられる。もともとこの本は1581年にジュネーヴでラテン語版が出版され、1586年に英語版が出版されたものである。これは当時の代表的な12の信仰告白を集め、それを19の教理項目に分けて、それぞれの信仰告白から該当する箇所を抜き出して並べたものである。12の信仰告白には、改革派の信条の他に、ルター派やワルドー派の信条も含まれている。つまり、ウエストミンスター神学会議の神学者たちは、イングランドやアイルランドの信条だけでなく、スコットランドや大陸の改革派諸信条、またルター派やワルドー派の信条にも留意しつつ信仰告白を作成したのである。神学会議は信仰告白の作成に当たり、幅広く代表的なプロテスタントの信仰告白を参考にしていたのである。

以上のことから明らかなように、ウエストミンスター信仰告白は決して長老教会という一教派のための信仰規準として作成されたものではない。それは、イングランド・スコットランド・アイルランドという三王国に共通の宗教の信仰規準として作成された。それゆえ、改革派的であると言うよりも、あくまで聖書的な教理を追求していると言える。確かに主要教理はカルヴァン主義的であるが、目指していたのは徹底した聖書の教理とそれに基づく教会形成であった。その意味でも、ウエストミンスター信仰告白は宗教改革神学の集大成であり、エキュメニカルな教理だと言うことができる。

ウエストミンスター信仰告白は全部で33章から成り、大きく区分すれば以下のようなになる。

<sup>5</sup> この書物は、1842年にPeter Hallによって拡大版が作成され、*The Harmony of Protestant Confessions*として出版された。

- I 聖書論 (第1章)
- II 神論 (第2～5章)
- III 人間論 (第6～7章)
- IV キリスト論 (第8章)
- V 聖霊論 (第9～18章)
- VI 倫理 (第19～24章)
- VII 教会論 (第25～31章)
- VIII 終末論 (第32～33章)

「信仰論」としては、V聖霊論全体がそれに含まれるとも言えるが、ここでは特に第14章「救いに至る信仰について」を丁寧に解釈することとする。また、救いの確信に関連する第18章についても短く触れたい。それらを通して、宗教改革神学の信仰論の骨格を明らかにしたい。

## 2. 救いに至る信仰の本質

救いの教理は多様な側面を持つ。それゆえ、信仰告白も多様な面から救いの説明をしている。10章から13章は、主として、神がなさる行為、すなわち私たちが罪と死の刑罰から救うための神の客観的行為に強調点が置かれている<sup>6</sup>。続く14章と15章では、その焦点が神の救いの御業に対する私たちの主観的応答に変わる。14章で「信仰」が、15章では「悔い改め」が取り上げられる。

第14章の表題は、Of Saving Faithである<sup>7</sup>。表題について次のように翻訳が分かれている<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 表題を挙げれば、10章「有効召命について」、11章「義認について」、12章「子とすることについて」、13章「聖化について」である。

<sup>7</sup> 本論文における信仰告白の底本はS.W. Carruthers ed., *The Confession of Faith of the Assembly of Divines at Westminster from the Original Manuscript written by Cornelius Burges in 1646*, Tercentenary Edition, Presbyterian Church of England, 1946. 証拠聖句の底本はS.W. Carruthers ed., *The Westminster Confession of Faith, being an Account of the Preparation and Printing of its Seven Leading Editions, to which is appended a Critical Text of the Confession with Notes thereon*, Manchester: Aikman & Son, 1937を用いる。

<sup>8</sup> 本論文で使用する翻訳は、村川満・袴田康裕訳『ウエストミンスター信仰告白』

「救ひを与ふる信仰について」(堀内訳)

「救済的信仰について」(松尾訳、改革派委員会訳)

「救いの信仰について」(山永訳)

「救いを受ける信仰について」(鈴木訳)

「救いに導く信仰について」(松谷訳)

Saving Faith という語自体で言えば「救う信仰」「救いをもたらす信仰」「救いに導く信仰」「救いに至る信仰」などと訳すことも可能であり、上記のいずれの翻訳も可能である。しかし、ここで留意しなければならないのは、信仰自身に救いをもたらすような力があるとの誤解を招かないことと、この表現は temporary faith との対比で用いられていることである。temporary faith とは、「救いに至ることのない信仰」「一時的信仰」のことであり、それとの対比で Saving Faith が用いられている。つまり、最終的に救いに至る信仰の意味である。その意味を受け留めて訳す必要があり、村川・袴田訳は「救いに至る信仰」としている。

第14章は3節からなり、次のように題を付けることができる。

第1節 救いに至る信仰の本質

第2節 救いに至る信仰の性質

第3節 信仰の強弱

### <14章1節>

選ばれた者たちがその靈魂の救いに至るように信じることを可能にする信仰

一麦出版社、2009年(以下、村川・袴田訳)である。また比較検討する翻訳は次のものである。山永武雄訳『信条集』後編、新教出版社、1957年(以下、山永訳)、松尾武訳『ウエストミンスター信仰告白』、双恵学園出版部、1953年(以下、松尾訳)、堀内友四郎訳『ウエストミンスター信仰告白』基督教文庫(25)、長崎書店、1940年(以下、堀内訳)、日本基督教改革派教会大会出版委員会編『ウエストミンスター信仰基準』、新教出版社、1994年(以下、改革派委員会訳)、鈴木英昭訳『ウエストミンスター信仰基準』、つのおえ社、1997年(以下、鈴木訳)、松谷好明訳『ウエストミンスター信仰規準』(改訂版)、一麦出版社、2004年(以下、松谷訳)。

という恵みの賜物は<sup>1</sup>、彼らの心の中に働くキリストの御霊の御業であり<sup>2</sup>、通常は御言葉の宣教によって生み出され<sup>3</sup>、そしてこの御言葉の宣教と礼典の執行と祈りによって増し加えられ、強められる<sup>4</sup>。

1 ヘブライ 10 : 39

2 II コリント 4 : 13、エフェソ 1 : 17~19、エフェソ 2 : 8

3 ローマ 10 : 14、17

4 I ペトロ 2 : 2、使徒 20 : 32、ローマ 4 : 11、ルカ 17 : 5、ローマ 1 : 16、17

THE grace of faith, whereby the elect are enabled to believe to the saving of their souls, is the work of the Spirit of Christ in their hearts, and is ordinarily wrought by the ministry of the Word, by which also, and by the administration of the sacraments, and prayer, it is increased and strengthened.

翻訳の上での焦点は THE grace of faith をどう訳すかである。Grace は、働きの主体になる場合と、御霊の働きの結果を指す場合がある。前者の場合をウエストミンスター大教理問答から例を挙げると次のようになる。

Effectual calling is the work of God's almighty power and grace. (Q67)

Justification is an act of God's free grace unto sinners. (Q70)

Adoption is an act of the free grace of God. (Q74)

Sanctification is a work of God's grace. (Q75)

これらは、神の恵みが主体となった御業として、有効召命、義認、子とすること、聖化が挙げられている。

これに対して後者の事例として、次のものが挙げられる。

Justifying faith is a saving grace, wrought in the heart of a sinner by the Spirit and Word of God. (Q72)

Repentance unto life is a saving grace, wrought in the heart of a sinner by the Spirit and Word of God. (Q76)

これらの場合、義とする信仰と命に至る悔い改めは、御霊の働きの結果であ

り、「恵みの賜物」と訳されるのがふさわしい<sup>9</sup>。

さて、14 章 1 節の grace であるが、これは働きの主体の場合と、御霊の働きの結果を指す場合の両方の意味を含んでいると思われる。すなわち、「霊魂の救いに至るように信じることを可能にする」恵みは、働きの主体としての恵みという面から捉えられている。しかし、「通常は御言葉の宣教によって生み出され、そしてこの御言葉の宣教と礼典の執行と祈りによって増し加えられ強められ」というのは、御霊の働きの結果、恵みの賜物としての信仰を指している。このように、この箇所での grace は二つの面を含んでいるが、主動詞の観点から後者の意味が中心であることは明らかである。そこで村川・袴田訳では「信仰という恵みの賜物」としている<sup>10</sup>。

次に第 1 節の要点を以下に記すが、ここには 4 つの主張点があると言える。

第一は、この信仰の主体は「選ばれた者たち」であることである。神によって、永遠の内に真の命に選ばれた者たちは、ふさわしい時に、救いに至る信仰を持つようになる。主イエスは「父がわたしにお与えになる人は皆、わたしのところに来る」(ヨハネ 6 章 37 節)と言われ、主イエスへの信仰が御父のご計画に基づいていることを明らかにされた。また使徒言行録はピシディア州のアンティオキアでの異邦人の回心について、「そして、永遠の命を得るように定められている人は皆、信仰に入った」(13 章 48 節)と記している。

救いに至る信仰は、選ばれた者たちが持つ信仰であり、他のあらゆる種類の信仰から区別される。それは生まれつきの人間が誰でも持つことができるような種類の信仰とは違う。救いに至る信仰は、神の永遠のご計画の内にその源を持っているのであり、それゆえに確かなのである。

第二は、救いに至る信仰は「キリストの御霊の御業」であることである。信仰は神の賜物である。人が信じるようになるには、聖霊の内的働

<sup>9</sup> 問 72 と問 76 について、松谷訳は「恵みの賜物」と訳しているが、改革派委員会訳は単に「恵み」と訳している。

<sup>10</sup> 他の翻訳は、「信仰の恩恵」(堀内訳、山永訳)、「信仰の恵み」(松尾訳、鈴木訳、改革派委員会訳)、「信仰という恵みの賜物」(松谷訳)となっており、この意味上の違いを翻訳に反映しているのは松谷訳のみである。

が必要である。救いに至る信仰は、選ばれた者の心に聖霊によって生み出されるものである。聖霊の影響と無関係に、人は真の信仰を持つことはできない。なぜなら、墮落した人間は、救いに伴うあらゆる霊的善に向かう意志の能力をまったく失っているからである。それゆえ、「生まれながらの人間は、そのような善に全く逆らい、罪の中に死んでいるので、自分自身の力では、自分で回心することも、回心の備えをすることもできない」(9章3節)のである。

パウロがフィリピで、祈りのために川岸に集まっていた婦人たちに説教した時、リディアが回心したがそれは「主が彼女の心を開かれた」からであった(使徒16章14節)。信仰は主の働きによって彼女に与えられたのである。

エフェソの信徒への手紙には次のように記されている。「事実、あなたがたは、恵みにより、信仰によって救われました。このことは、自らの力によるのではなく、神の賜物です」(2章8節)。信仰義認とは、人間の信仰という行為によって救われるということではない。救いは「恵みによる」のであり、「自らの力による」のではない。それゆえ信仰は、神の恵みを受け取る手段であり、神の賜物なのである。信仰は聖霊の実りであり、聖霊は「信仰の霊」(Ⅱコリント4章13節)なのである。

第三に、救いに至る信仰は「通常は御言葉の宣教によって生み出され」るものであることである。信仰が「キリストの御霊の御業」であることは、信仰とはキリストが他の媒介なしに直接、人の心に働かれることによって生じるということの意味している訳ではない。むしろ主は、御自身の御業のために通常は手段を用いられる。すなわち、信仰は「通常は御言葉の説教によって生み出される」のである。パウロはローマの信徒への手紙の中で、このことを明解に述べている(ローマ10章14～17節)。

御霊が信仰を生み出すのは、神の言葉が語られ、説教され、それが聞かれる時である。御言葉の宣教を離れて、人々がキリストに導かれることはあり得ない。それゆえ教会においては常に、神の言葉の宣教こそが中心になければならない。礼拝の多様化の中で、世界には、ドラマや現代的な音楽によって人々を魅了している教会もあり、それに伴って神の言葉の中心性が失われている教会もある。しかし、人々を真の信仰に導く方法は、神の言葉が語られ聞かれるこ

と以外にはないのである。

第四に、救いに至る信仰は「この御言葉の宣教と礼典の執行と祈りによって増し加えられ、強められる」ものであることである。

救いに至る信仰は、生ける信仰であるから、信仰は生涯成長していくことが必要である。神は信仰者に、信仰を賜物として与えられただけではなく、その信仰が成長するための恵みの手段をも定めてくださった。それが「御言葉」と「礼典」と「祈り」である。そしてこれらの手段によって、信仰は「増し加えられ、強められる」のである。それゆえ、信仰の弱さを覚える人は、他の何かによる解決を求めるのではなく、何よりも神が定めてくださった恵みの手段を用いる必要がある。恵みの手段論については、大教理問154～問196、小教理問88～問107に詳しく記されている。

そしてこの「御言葉」と「礼典」と「祈り」は、何より教会の公同礼拝において見出されるものである。礼拝において、神の言葉が語られ、説教がなされ、また礼典が執行される。また礼拝は祈りの時でもある。もちろん、個人や家庭で聖書を読み、祈ることも大切であるが、恵みの手段は何より教会において見出されることを覚えておく必要がある。すなわち、私たちが神の恵みに溢れ、信仰を強められるには、教会の礼拝に熱心に参加することが不可欠であるということである。教会にしっかりと結びついていない信仰者が、信仰において豊かに成長することはあり得ない。キリスト者は通常、教会における恵みの手段によってはぐくまれ、「神の子に対する信仰と知識において一つのものとなり、成熟した人間になり、キリストの満ちあふれる豊かさになるまで成長する」のである(エフェソ4章13節)。

### 3. 救いに至る信仰の性質

#### <14章2節>

この信仰によって、キリスト者は、御言葉において啓示されていることは何であれ、そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに、すべて真実であると信じる<sup>1</sup>。そして御言葉の個々の箇所それぞれの内容に応じて異なった行為をする。すなわち、命令には服従し<sup>2</sup>、威嚇にはおののき<sup>3</sup>、この世と来るべ

き世についての神の約束は喜んで受け入れる<sup>4</sup>。しかしながら救いに至る信仰の主要な行為は、恵みの契約に基づいて、義認と聖化と永遠の命のために、ただキリストのみを認め、受け入れ、彼にのみ依り頼むことである<sup>5</sup>。

- 1 ヨハネ 4:42、I テサロニケ 2:13、I ヨハネ 5:10、使徒 24:14
- 2 ローマ 16:26
- 3 イザヤ 66:2
- 4 ヘブライ 11:13、I テモテ 4:8
- 5 ヨハネ 1:12、使徒 16:31、ガラテヤ 2:20、使徒 15:11

By this faith, a Christian believeth to be true whatsoever is revealed in the Word, for the authority of God Himself speaking therein; and acteth differently upon that which each particular passage thereof containeth; yielding obedience to the commands, trembling at the threatenings, and embracing the promises of God for this life, and that which is to come. But the principal acts of saving faith are accepting, receiving, and resting upon Christ alone for justification, sanctification, and eternal life, by virtue of the covenant of grace.

2 節には翻訳上の大きな争点はないが、訳文が分かれているのは、embracing the promises of God for this life の 'embrace' の部分である。「しっかり受けとめる」(松谷訳)、「信じる」(改革派委員会訳)、「受け容れる」(堀内訳、山永訳、鈴木訳)、「抱く」(松尾訳)と多様に訳されているが、'embrace' には喜んでというニュアンスがあるので、村川・袴田訳では「喜んで受け入れる」としている。

第 2 節は「救いに至る信仰の性質」について述べている。信仰の性質は、(1) 同意としての信仰と、(2) 信頼としての信仰、に分けて考えることができるが、前者をさらに「知識」と「同意」に分けることができる。

### (1) 同意としての信仰

「この信仰によって、キリスト者は、御言葉において啓示されていることは何であれ、そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに、すべて真実であると信じる。」

信仰は第一に「知識」として捉えることができる。知識イコール信仰ではないことは確かだが、知識のない信仰もあり得ない。信じる対象である方を知ることなしに、また信じる内容を知ることなしに、私たちは正しく信じることはできないからである。それゆえ信仰は第一に、「御言葉において啓示されていること」の認識であると言える。すなわち、御言葉において啓示された信仰内容の知的把握がその第一歩となる。

しかし、知ることそのものが信仰ではない。この知的認識は、「同意」という意思的行為によって補完される。つまり、「御言葉において啓示されていることは何であれ、…すべて真実である」と同意するのである。「信仰は明らかに、認識した真理を、同時に真実なものとして受け入れるという面をもっている」<sup>11</sup>のである。中世においては、信仰の知的認識の面が強調され、とりわけ、教会の教えに対する同意が求められた。しかしここでは、信仰は「御言葉において啓示されていること」に対する同意として扱われている。信仰告白第 1 章 4 節に記されていたように、神御自身が聖書の著者であるから、「そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに」、聖書において啓示されていることを「すべて真実であると信じる」のであり、それが信仰なのである。

続いて信仰告白は、真実であると信じた御言葉に対する正しい応答を具体的に描いている。聖書の内容は一様ではないため、信仰者は「御言葉の個々の箇所のそれぞれの内容に応じて異なった行為」をする。「すなわち、命令には服従し、威嚇にはおののき、この世と来るべき世についての神の約束は喜んで受け入れる」のである。神の御言葉に対する応答のない信仰はあり得ない。

信仰告白はここで、聖書の内容として「命令」「威嚇」「約束」を取り上げ、それに対する応答として「服従」「おののき」「受け入れ」と記している。しか

<sup>11</sup> ジョン・マーレー『キリスト教救済の論理』、松田一男・宇田進訳(小峯書店、1972年) 101頁